令和８年１０月２日

部　局　長　各　位

富士見市長　星　野　光　弘

令和９年度予算編成方針について（通知）

現在の世界情勢は混迷を深めており、これに伴うエネルギーや原材料費などの断続的な物価高騰は、国内の市民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしている。また、近年多発する大規模な豪雨災害や震災リスクへの備えなど、市民の安全・安心を確保するための施策の重要性がこれまで以上に高まっている。

本市にとって令和８年度は、第６次基本構想・第２期基本計画の初年度であったため、「計画を力強く前進させる年」と位置付けた。市制施行５５周年となる令和９年度は、この推進力をさらに加速させ、理想の“未来”の実現に向け、「計画を深化させる予算」を編成したいと考えている。

日本の人口が年々減少するなかでも、本市ではこれまでの様々な取組が評価され、多くの方に選ばれるまちとして人口増加を続けているところである。一方で、今後は新庁舎整備や公共施設の大規模改修など、多額の経費を要する事業を多数実施するほか、冒頭に述べた物価高騰などの影響や義務的経費の増加などが見込まれることから、財政運営における持続可能性を高め、本市の財政基盤をより強固なものとしていく必要がある。

こうした点を踏まえ、全職員には、多くの課題に迅速に取り組んでいただくとともに、限られた財源を有効に活用し、変革を恐れず一層の創意工夫を重ねることで、１１万人を超える市民の「充実した日々」の実現に向けた予算を編成いただきたい。

記

１　本市を取り巻く状況と財政見通し

（１）　本市を取り巻く状況

令和８年４月から６月期までの実質ＧＤＰ（国内総生産）の成長率は、年率換算で１．１％の増となり、３期連続のプラスとなった。また、内閣府による月例経済報告によると、「景気は緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。先行きについては、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」としている。

なお、国の令和９年度概算要求は、物価高騰・金利上昇の影響やシーリングの撤廃などを受け、過去最大の１４３兆円を超える規模となる見通しであり、消費税減税も含めた今後における国の動向を十分注視していかなければならない。

（２）本市の財政見通し

中期財政計画における令和９年度の財政見通しは次のとおりである。

① 歳入見込み

ア 令和７年度決算において、市税は過去最高額の決算となっており、令和８年度（以下「前年度」という。）における調定額等の実績から、前年度に比べ約６億円増収の見込みである。

イ 地方交付税は、扶助費の増加に伴う基準財政需要額への影響等を考慮し、前年度に比べ増額する見込みである。

ウ 市債は、実施計画事業や新庁舎整備事業を踏まえると、前年度に比べ増額する見込みである。

エ 国・県支出金は、扶助費の増に伴う増加要因がある一方で、実施計画・施設保全事業を踏まえると、前年度に比べ減額する見込みである。

②歳出見込み

ア 人件費は、昇給や昇格等の影響を踏まえ、前年度に比べ増額する見込みである。

イ 扶助費は、保育給付費や障害介護給付費等の増により、前年度に比べ増額する見込みである。

ウ 投資的経費は、実施計画事業や新庁舎整備事業で見込まれる施設整備費等を踏まえ、前年度に比べ大きく増額する見込みである。

エ その他の歳出としては、地方債の借入による公債費の増加や、労務単価の上昇に伴う補助費等の増額が見込まれるほか、新庁舎整備基金への積立金を３．５億円と見込んでいる。

○歳入　（単位：百万円）

項　目	令和９年度見込
市　税	１８，２３８
地方譲与税等	３，９０５
地方交付税	４，８２６
国県支出金	１３，７０７
市　債	４，５６８
その他（財調繰入金除く）	１，８０４
合計（A）	４７，０４８

○歳出　（単位：百万円）

項　目	令和９年度見込
人　件　費	７，１５１
扶　助　費	１６，００１
公　債　費	３，０１０
投資的経費	５，５４５
物　件　費	８，１５８
補助費等	５，５５６
そ　の　他	３，０１１
合計（B）	４８，４３２

（A）－（B）＝ **△１，３８４百万円**

③財源不足見込み

上記歳入歳出見込みを踏まえた現時点における令和９年度予算の財源不足額は、**１４億円程度**になる見込みである。今後の査定により、一定程度の歳出抑制を図ることは可能と考えているものの、財政調整基金（Ｒ８末残高見込額：約３５億円）からの繰り入れを相当額行わざるを得ない大変厳しい予算編成となるものと想定している。

２　予算編成の基本方針

令和９年度は、第６次基本構想・第２期基本計画の２年目となる。計画期間内に着実な事業進捗が行えるよう、以下の方針に基づき予算を編成すること。

（１）重点施策の推進

第６次基本構想・第２期基本計画に掲げている次の施策については、令和９年度の重点施策として、優先的かつ積極的に取り組むこと。また、重点施策を着実に推進するため、まちづくり寄附金や市税収納率の向上など、既存事業のさらなる拡充を図るとともに、ネーミングライツの導入をはじめとした新たな財源の開拓など、多様な手法を講じて自主財源の確保に取り組むこと。

①こども・子育て施策

ハード・ソフト両面から、保育環境や幼児教育の充実に向けた施策を実施すること。また、学校教育においては、教職員の働き方改革に努めるとともに、児童生徒にさらなる多様な学習機会を提供すること。

②社会保障施策

高齢者福祉や障がい福祉などの各分野において、支援を必要とする方たちに寄り添った取組を実施すること。また、疾病や介護状態となることを予防し、健康寿命の延伸を図る施策の充実に取り組むこと。

③将来を見据えたまちづくり

幹線道路網の整備を進めるとともに、既存道路や橋梁等の計画的な維持修繕を行うこと。また、地域産業の活性化や農業環境の整備に資する施策に取り組むとともに、市の魅力度向上に向けた取組も併せて実施すること。

④地域防災力の向上

激甚化する自然災害への対策に万全を期すため、中央防災センターの整備に合わせた備蓄品の拡充や、雨水・浸水・震災対策など、本市の地域防災力を高める施策を推進すること。また、燃えないまちづくりに向けた各種施策にも継続的に取り組むこと。

⑤ＩＣＴの活用推進

新庁舎への移転を念頭に置いたフロントヤード改革の推進など、市民の利便性を向上させる施策に積極的に取り組むこと。また、職員の業務効率をより一層向上させるため、オンライン化やデジタルデータ化など、ＤＸの取組をより一層前進させること。

（２）予算編成に係る留意事項

①全般的な留意事項

ア 財源不足見込みを鑑み、執行額及び決算不用額の実績などを十分考慮のうえ適正な予算額を見込むこと。

イ 新規事業の実施にあたっては既存事業の見直しやスクラップに努めること。

ウ 最少の経費で最大の効果を得られるよう、創意工夫の上予算を編成すること。

エ 国の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」や、近年の物価高騰・労務費等の動向を踏まえ、市が発注する物品・役務・工事等の全ての契約において、受注者など（特に中小企業者）への適切な価格転嫁が図られるよう、適正な予算計上及び積算に努めること。

②予算要求上限額の設定

各部局長は、下記に該当する場合を除き、令和９年度当初予算要求額が、令和８年度当初予算額を超過しない（ゼロシーリングとなる）よう調整すること。

ア　実施計画又は施設保全計画での認定を受けた経費
イ　新規予算要望額として認定された経費
ウ　既存予算を削減して財源を捻出した経費（要調書作成）
エ　市民の生命・財産を守るために急遽必要となった経費
オ　１年間の通年費用が必要となる経費
カ　指定管理料や長期継続契約に基づき増額が必要な経費
キ　任意に節減できない硬直性の高い義務的経費の増（扶助費・公債費等）
ク　原油価格高騰に伴う燃料費又は光熱費の増
ケ　労務単価の上昇に伴う委託料又は工事請負費の増
コ　その他事前に財政課了承済みの経費（車検・車両点検料を含む）
サ　アからコに伴う特別会計への繰出金の増

③歳出の精査と歳入の確保

ア 政策的経費（実施計画事業）は、実施計画で認定された事業費であっても、予算編成時において再度見直し、十分整理・精査の上、予算要求すること。

イ 経常的経費は、過去の執行額・不用額について徹底した分析・検証を行うとともに、複数事業者から見積りを徴取し、数量や回数、単価等の積算基礎を十分精査した上で予算要求すること。

ウ 歳入は、国・県支出金などの特定財源の活用や、先進自治体の取組を参考にし、あらゆる可能性を検討した上で予算を見積もること。

④行財政改革の推進

ア 健全な財政運営に関する条例及び第８次行財政改革大綱に基づき、弾力的かつ持続可能な財政構造の確立に向け、安定的な自主財源の確保や市民協働、民間活力の導入などは継続的に検討すること。

イ 職員一人ひとりが不断の改善意識を持ち、コスト削減など財政的な面だけでなく、時間や労力も含め、徹底した効率化を図ること。また、働き方改革を踏まえ、ＤＸの推進や作業的業務の外部委託を検討するなどの事務改善に取り組むことにより、時間外勤務の縮減に努めること。なお、新規事業の実施にあたっては、本事務改善により捻出した人員での対応を基本とすること。

ウ ペーパーレスの観点から、ドキュワークスを最大限活用するとともに、タブレットやモニター等を用いて日常業務における紙の使用を徹底的に削減すること。

⑤部局横断的な取組の推進

燃えないまちづくりへの取組をはじめ、複数の部局にまたがって実施すべき事業については、従来の「縦割り」の枠にとらわれることなく、各部・課が筆頭課長会議などの場を活用して主体的に情報交換・調整を行い、部局横断的な体制のもとで、計画的かつ着実に事業を推進すること。併せて、各部局がこれまで培った様々な知見を全庁で共有できるようにするとともに、新たな連携の可能性についても積極的に模索し、その成果を最大限に高めること。